

重要事項説明書

(横須賀市特別給付搬送サービス版)

令和6年9月11日現在

1 事業所の概要

事業所名	しんわ福祉サービス		
所在地	横須賀市三春町1丁目3番地		
事業者指定番号	横須賀市 1471905412 号		
提供可能サービス	横須賀市特別給付搬送サービス		
管理者及び連絡先	管理者	今澤 延行	046-828-5639
サービス提供地域	横須賀市内に限る		

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管理者	事業所の特別搬送サービス提供責任者および介護員の管理・指導、特別搬送サービスの利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の確認	1名
サービス提供責任者	特別搬送介護員に対する技術指導等サービス内容の管理	3名(常勤3名)
サービス担当職員	特別搬送サービスの提供	20名(非常勤14名)

3 営業時間

区 分	平日	土曜日	祝祭日
営業時間	8:30 ~ 19:30	8:30 ~ 19:30	8:30 ~ 19:30

(注)利用者のニーズにより、営業時間外においてもご要望があれば、早朝・深夜にも実施します。

4 サービス利用料及び利用者負担

- 特別搬送サービスをご利用された場合の利用額は、下記の通り横須賀市が定める基準によるものとし各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

1	ご利用者様居宅から移動車両の駐車位置までが、おおむね 40 段以上の階段（これに相当する坂道を含む）の場合	4,770 円	ご利用者負担	1 割 2 割 3 割	477 円 954 円 1,431 円
2	ご利用者様居宅から移動車両の駐車位置までが、おおむね 300 メートル以上の場合、又は、おおむね 20 段以上 40 段未満の階段（これに相当する坂道を含む）の場合	3,710 円	ご利用者負担	1 割 2 割 3 割	371 円 742 円 1,113 円
3	1、又は 2、に該当しない場合	2,120 円	ご利用者負担	1 割 2 割 3 割	212 円 424 円 636 円

ただし、1 人の職員で階段 20 段以上歩行の補助のみ行う場合も、2,120 円の区分となります。

なお、上記の利用限度は、月 8 回となります。回数を超えてのご利用は、自費となります。透析通院のご利用者様は、透析通院の為の利用は、回数の限度なく利用する事が可能です。それに加えて、他の目的での利用限度は、月 8 回となります。また、申請の際、特定疾病療養受療証の写しが必要となります。

- (2) キャンセルのご連絡が訪問介護職員の訪問予定当日にあった場合には、その日に予定していたサービス相当分のキャンセル料を負担していただきます。

5 秘密保持

事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報について、サービス提供を行う上で必要かつ正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後においても第三者に漏洩することはありません。

6 当社のサービス方針

サービスの提供方法について、居宅介護専門員・医師を含めたカンファレンスを定期的に行っておりますので、あらゆる状況にも適切に対応し、安心したサービスを提供します。

7 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号	046-828-5639
	FAX	046-826-2030
	管理者	今澤 延行
	対応時間	8:30～17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横須賀市 民生局福祉子ども部介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町 11 番地
	電話番号	046-822-8253
	FAX	046-827-8845
	対応時間	8:30~17:15(土曜・日曜・祭日を除く)

8 当社概要

名称・法人種別	株式会社 しんわ
代表者氏名	代表取締役 森 ペン
本社所在地	横須賀市走水2丁目5番6号
電話番号	046-828-5030
業 務 概 要	指定居宅介護支援事業・指定居宅サービス事業

【説明確認欄】

説明日 年 月 日

同意日 年 月 日

交付日 年 月 日

特別搬送サービスの申し込みにあたり、上記により重要事項を説明致しました。

事業所住所 横須賀市三春町 1 丁目 3 番地

事業所名 しんわ福祉サービス

説明者

特別搬送サービスの申し込みにあたり、上記のとおり説明を受け、その内容に同意をし、交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名

代理人または立会人(選任した場合のみ)

住 所

氏 名